

## 論文審査の結果の要旨

氏名： 魚 慧 恩

博士の専攻分野の名称：博士（芸術学）

論文題名：日本のドラマコンテンツにおける海外展開に関する課題と考察

—韓国と日本の比較を通して—

審査委員：（主査）教授 鈴木 康 弘

（副査）教授 兼 高 聖 雄

教授 中 町 綾 子

著者の母国韓国の放送局では、かつて日本のテレビ番組を手本とするだけでなく、多くの番組を模倣するという時代が確実にあった。しかし 2000 年以降になると、韓国のテレビドラマ『冬のソナタ』（2002 年・韓国 KBS2）や『宮廷女官チャングムの誓い』（2003 年・韓国 MBC）のヒットが起因となり、日本をはじめ、東アジアを中心に韓流ブームが巻き起こり、多様な放送コンテンツを世界市場に向けて積極的に輸出し、海外輸出の実績において大きな成長を見せるまでになった。しかし一方日本に目を向けると、放送コンテンツ市場が世界第 3 位という規模であるにもかかわらず、日本の放送コンテンツの海外展開における輸出額は、2005 年度からおよそ 10 年間続けて韓国を下回っており、両国の輸出額の差は、4,700 万ドルから最大 1 億 6,800 万ドルという大きな開きを見せている。さらにドラマコンテンツの海外展開においては、ここ 10 年間にわたって低迷し続けている現状がある。一体なぜ、日本の放送コンテンツ、特にドラマにおいて海外展開は停滞し続けているのだろうか。本研究は、著者のこうした疑問から始まった。

本論文は、こうしたことを背景に次の 3 点を導き出すことを主たる研究課題としている。①「日本のドラマコンテンツの海外展開を妨げる障害要因は何か。」、②「海外展開を図る際にドラマ制作現場で抱えている諸問題は何か。」、③「海外市場への進出活性化に向けた改善策とは何か。」である。そして最終的にそれらの課題について検討を加え、日本のドラマコンテンツの海外進出が活性化する具体案を提示することで、本研究の意義を明らかにしようとしている。

「序章」では、本研究に取り組んだ動機とその目的について述べたあと、研究方法として韓日を比較検討する範囲や対象について述べ、さらにドラマの制作現場や番組販売に携わっている実務者に聞き取り及びアンケート調査を実施したことに触れている。その研究課題は適切であり、論文構成も妥当であると言える。

「第 1 章 放送コンテンツの海外展開に関する先行研究」では、放送コンテンツの海外展開に関する先行研究の事例を探り、本研究に関わる先行研究の概要とその問題点を指摘している。まずここで触れておかなければならないことは、韓国においては、この領域に関する学問的な研究が活発に行われていることに対して、日本では、この分野に関する研究論文や文献が著しく乏しいということである。その点からも、本論文の意義は大きいと言えよう。韓国の先行研究に当たった結果としては、2000 年代の初頭から最近の研究においても、新たな指摘はなく、輸出対象国における差別化したマーケティング、輸出関連の専門家の育成、海外への輸出可能な作品の制作、政府の支援、現地化させる戦略（共同制作含む）といった同様の主張が繰り返されているばかりで、日本に活かすことの出来る研究論文はほとんどないとその問題点を挙げながら考察している。

「第 2 章 韓日におけるドラマコンテンツ産業の現況」では、海外へのコンテンツビジネス展開と関連する主要な概念と理論について調査し、韓日におけるドラマコンテンツ産業の輸出現況について比較分析を行っている。調査、比較に当たって、韓国においては、韓国未来創造科学部、放送通信委員会の報告書のデータを、また日本においては、総務省情報通信政策研究所の発表データを基に著者が図（グラフ）を作成し、両国の相違を明確に導き出している。その結果、放送コンテンツの海外輸出額に占めるジャンルにおいて、韓国は圧倒的にドラマが高い割合を占めていることに対して、日本はアニメが大きな比重を占めていることが明らかになった。また、日本のドラマコンテンツの輸出は横ばい状態が続きほぼ停滞していることが明確となった。

「第 3 章 韓日における海外販売ビジネスの成功事例の分析」では、韓日における海外販売ビジネスに対する政府の支援と「番組放送権による販売」、「フォーマット権による販売」、「OTT サービスによる販売」という 3 つの番組販売形態について成功事例を検証しながら韓日の相違点を導き出そうとしている。まず、韓国政府による代表的な支援政策としては、国際放送映像見本市（BCWW）や TV フォーマット輸出など、放送映像コンテンツの海外進出を積極的に支援しているだけでなく、コンテンツ産業の根本となる優秀なストーリーの発掘のために公募展開催や若手作家の支援に努めている点について論

じている。一方、2010年に始まった日本政府の「クール・ジャパン戦略」という政策は、メディア・コンテンツを世界に送り出すことを支援しているものの、その分野に片寄りが生じているため、アニメ、漫画が成長していることに対して、ドラマ・映画など他のコンテンツに関しては成果が出ていないと指摘している。

また、韓国のテレビドラマについて、それぞれの販売形態における成功事例を具体的に数多く挙げ、各ドラマがどのように海外へ拡大していったのか、その成功要因となる背景が明解に掴めるように整理している。日本においても同様の分析を行っているが、韓国に比べると明らかに成功事例となるドラマ数は少ない。依然として1983年の『おしん』(NHK)を超えるドラマが登場していないことに加え、ドラマの海外への各販売形態において停滞していることを裏付ける結果となっている。本論文の研究対象となっている2000年以降は、韓国ドラマが本格的に海外へ進出し、韓流人気は拡大するにつれドラマ輸出が活気を帯び始めた時期でもあるが、こうしたことがきっかけとなって、遅ればせながら日本もコンテンツの海外展開について意識し始めたことと論じている。

「第4章 日本のドラマコンテンツにおける海外進出する際の諸問題」では、主として総務省が発表しているデータや放送局の番組販売に携わっている方々への取材から、制作システム上の問題点とビジネス上の問題点に分けて導き出そうとしている。制作システム上の問題点には、①著作権における権利処理や②芸能事務所の影響があり、①については、「海外販売のための権利処理の煩雑さ」と「2次利用(海外販売、ネット配信)に対する消極性」について指摘している。②については、「芸能事務所(俳優やタレントの所属事務所)の影響(力)が強い」ことがネックとなっているようだ。また、ビジネス上の問題点では、①内需市場の問題、②話数、③海外へのアプローチ、④内外価格差、⑤海外展開に対する意識などがあり、①については「内需市場で十分に賄える」、②については「海外の編成事情に適合しない話数の少なさ」、③については「海外市場へのプロモーションや見本市などでの消極的なアプローチ」という日本の独特な事情について指摘している。さらに④については「一部の国とは売買レートが安くコスト面で合わないという内外価格差の問題」、⑤については「海外展開を視野に入れないコンテンツ制作」という問題点を見出している。いずれも単なるデータや文献資料から読み取るだけでなく、取材による検証を加えて問題点を明確に導き出している点は評価できる。

「第5章 日本のドラマコンテンツの海外進出に関する調査と分析」では、ドラマの制作現場や番組販売に携わっている実務担当者の方々を対象に行った、聞き取り及びアンケート調査の結果を分析し、現場で直面している新たな問題点について具体的に論じている。本研究において著者が最も労力をかけて行ったこのフィールドワークは高く評価できる。聞き取り調査で明らかになったことは、「海外番組販売は権利処理の煩雑さなどで、儲かるビジネスにつながらない」、「国内での視聴率を第一に考え、海外展開はほぼ視野にない」、「ほとんどのドラマが1クールで完結する」、「原作物に頼る傾向が強く、オリジナル作品の執筆できる脚本家が育っていない」、「現在の制作状況に安住している」などという点で、これは、回収率が低いながらもアンケート調査の結果とも重なり、また第4章で指摘した諸問題の検証につながり、本論文においても最も意義のある論考になっていると言えるだろう。

そして終章では本研究の結論として、日本のドラマコンテンツにおける海外市場への進出活性化に向けた改善策4点を提言している。「ドラマ制作等における従来の固定観念の改善」、「OTTサービス(インターネット配信)の積極的活用」、「良質なコンテンツ制作の優先」、「政府における各府省庁の取り組みの再整備」という提言である。日本の放送業界は保守的傾向が強いと言われている。著者が主張するこれらの提言は、これまでも現場サイドで耳にすることは少なからずあったが、今日に至るまでこのような研究を推し進めたり、堂々と発言したりするような研究が無かった点では意味のあるものになったと言えよう。また、インターネット配信が加速している世界的な動きに対して、韓国の政府や放送局、制作プロダクションの対応や今後の展開など現況について論じられていることは、日本においても早急に目を向けなければならないことである。本研究は、ドラマコンテンツにおける海外展開という観点から論じられたものだが、奇しくも日本の放送番組の制作現場が抱えている諸問題にも繋がってくる。本論文には、今後の課題となるような点も見受けられるが、実証的研究がなされていること、本研究を博士後期課程在籍中にまとめ上げたことは高く評価したい。本研究が、博士論文に値する知見を提供する研究であることを認め、学位論文に相当すると判断した。

よって本論文は、博士(芸術学)の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

令和2年1月24日